



みずの通信

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶯 3-70-7
TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2021.11

令和3年分年末調整について

年末調整の時期に送られてくる書類について、例年通り、従業員さん用に書き方の説明書を作成しました。ご利用いただけたらと存じます。

さて、税務署から送られてきた書類をみると、「保険料控除申告書」と「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整後控除申告書」は令和3年分と書かれていますので、今回の年末調整で使用します。

「扶養控除等（異動）申告書」は令和4年分と書かれていますので、令和4年1月以後に支払う給与から天引きする源泉徴収税額を計算するための扶養親族の数を算定するのに用います。

年末調整で利用する「扶養控除等（異動）申告書」は、前年末か今年の初めに会社に提出した令和3年分を利用することになりますが、その間に内容の変更があれば、それを直に訂正するか、新たな用紙に記入して再度提出することになります。

インボイス番号の登録申請を開始しました。

令和3年10月1日からインボイス番号の申請の受付が開始されましたので、当事務所の関与先の申請も開始しました。

予定としては、確定申告が終わった法人から順次、一年かけて申請していこうと思います。

つまり、10月は、7月決算9月申告の法人を申請します。

もっと早く申請してほしいとの法人または事業者の方は担当者に申し出てください。

また、自社で申請するという法人も一報ください。

基本的には令和5年10月1日を含む事業年度において課税事業者かどうかの一つのポイントにはなりますので、基準期間である令和3年10月以後終了の事業年度の課税売上高をみて判断となります。個人事業者は令和3年分の課税売上高を見ての判断となります。

そのことにそれほど拘るつもりはありませんが。

免税業者については、登録するかどうかの判断は、当事務所としてはなるべく遅らせたいと思います。理由は、登録の取消（とりやめ）の申請は令和5年10月1日以後しかできないとされていますから、免税業者が早めに登録申請して、その後、心変わりして取りやめたいと思っても、取りやめることができないからです。

では、申請そのものを取り下げる、撤回することはできないのかが問題になります。

私は、通常の場合、登録されてしまったらできないものと思っていますが、ただ、今回の導入時の登録においては、準備期間でもあるのと周知期間であることから、取り下げについて特例があってもおかしくないと思っています。でも、申請の取り下げ、撤回について、説明書には何の記載もありません。何らかの追加のQ&Aがでるかどうかわかりませんが、少し慎重でありたいです。

個人事業主の倒産防止共済掛金のチェックが厳しくなる。

会計検査院から、個人事業主の倒産防止共済掛金の解約金が事業所得の収入金額として申告されていなかった、倒産防止共済掛金をいくらかけていて、いくら必要経費に算入したかを明記していなかったとの申告が散見されることから、税務署に注意喚起の指導が入りました。

今後の申告で、全国的に要チェックポイントになるでしょう。

岐阜県売上減少等事業者支援金第2弾（岐阜県版月次支援金）

2021年8月分と9月分が対象となります。

要件は月次支援金と同じです。

支給される給付金額も、法人10万円、個人事業主5万円で、前回と変わりません。ただ、酒類販売業者はこの金額の倍額とされました。

添付書類は、基本的には、前回申請した事業者に関しては、「申請書」と「誓約書」と「2021年8月と9月分の売上台帳の写し」と「チェックリスト」だけです。

申請書はエクセルの作成支援ツールがありますので、それを使うと簡単にエクセル版が作成できるようになります。

あえていえば、エクセルで作成された申請書の余白が0になっていますので、打ち出し前に左右1にして、列を同じページに収めると設定して打ち出すとよいです。

また、申請日は入力時にはわかりませんので、入力しないで打ち出すと、日付に0が入ってしまいます。修正テープ、修正液訂正はできないので、申請書を打ち出す前に日付欄の0を消すとよいと思います。

酒類販売業者は、給付金額が倍額になったので、他の添付書類も必要です。

2019年と2020年の8月、9月の売上高が事業概況書に記載されていない場合は、確定申告書の添付書類一式が必要です。

愛知県版の月次支援金ですが、前回は、4月、5月、6月の合計売上高が30%から50%未満下落したかどうかで判定されました。該当する事業者はかなり少なかったのではないかと思います。ずいぶん厳しいなあと思いましたが、今回は、岐阜県版や国の月次支援金と同様に、それぞれの月の売上高で判定することとなりました。

空き家税制

親が死んで、同居していた親族がそれを相続して、その後売却した場合は、相続した親族が居住の用に供していますので、居住用財産の譲渡の3,000万円控除が使えます。しかしながら一人暮らしの親が死んで、その空き家を相続人が売却しても、相続人はその家屋を居住の用に供していませんから、居住用財産の3,000万円控除は使えませんでした。

それが平成28年から、一人暮らしの親が死んで、その空き家を相続人が何ら利用することなく取り壊して売却した場合には、その譲渡所得から3,000万円控除することができるようになりました。

その場合には市町村のこの特例が使えるとの確認書の添付が必要となっていますが、この確認書の交付が、平成28年から令和2年までの5年間で38,520件となりました。平成28年は導入年でもあって4,500件程度でしたが、令和元年と令和2年は9,000件以上で推移していて、増加傾向となっています。

一人暮らしで死んでいった親の数、この数字、多いと思われるか少ないと思われるか。

例えば、父親が死んで、母親がその居住用家屋と土地を相続せず、子供が相続し、子供名義の土地と家屋にそのまま母親は一人暮らしをする、そのような相続の仕方も見受けられますが、この場合は、母親の死後、この土地を売却しても空き家税制の適用はありません。

低利用土地の譲渡にかかる100万円控除

都市計画区域内にある土地で、市町村により低利用土地との確認書の交付を受けた土地を500万円以下で売却した場合は、その譲渡所得から100万円控除できるとの制度が令和2年7月からスタートしましたが、令和2年の半年間で、2,070件の申請があったそうです。

愛知県が117件で全国2位、岐阜県と静岡県が92件で3位となっています。

数字が何を表すのかわかりませんが、個人的には、中部の不動産屋さんが低利用土地の有効利用に熱心であったということだと思います。

年末調整に関する令和2年大改正のおさらい

令和2年の大改正の混乱しやすい理由は、法律の作り手が独りよがりにより用語定義をしたからだと思います。

急に使い慣れた用語を変更することなく、控除対象配偶者を改正前と同じ定義にし、「ただし、本人の所得金額が1,000万円を超える場合の配偶者控除は0円とする。」で良かったのではないかと思います。

そんなことを思いながら、下記改正を読むと分かりやすいかもしれません。

同一生計配偶者とは	合計所得金額が48万円以下の配偶者、つまり改正前の控除対象配偶者を言います。 生計を一にする配偶者という身ではありません。 障害者控除の適用があります。
控除対象配偶者とは	同一生計配偶者のうち、本人の所得金額が1,000万円以下の者 つまり、配偶者控除の適用のある配偶者を言います。
源泉控除対象配偶者とは	本人の所得金額と配偶者の所得金額により配偶者控除額または配偶者特別控除額が変化しますが、その配偶者控除額または配偶者特別控除額が38万円か48万円になる配偶者を言います。
1 同一生計配偶者及び扶養親族になる所得要件の引き上げ	38万円⇒48万円
2 給与所得控除の最低控除額の引き下げ	65万円⇒55万円 ただし1と2により、給与所得者の収入基準による同一生計配偶者、扶養親族の要件は、 38万円+65万円=103万円 ⇒ 48万円+55万円=103万円と同額となります。
3 基礎控除額の引き上げ	38万円⇒48万円 ただし、基礎控除額が所得金額に応じて減額され、所得金額が2,500万円超の場合は0円となります。 基礎控除額が所得金額に応じて減額されることから、基礎控除申告書なるものができて、本人のすべての所得を見込んで書いて提出することになります。 配偶者特別控除の配偶者の所得金額と同じで、12月中に適正に見積もれること自体が無茶な話ですので、あまり神経質にならないことです。他の所得が多ければ、確定申告することになるのですから。

4 「ひとり親控除」の創設

- ① 離別、死別のみならず、未婚の父、未婚の母も対象。ただし、事実婚はだめ。
- ② 合計所得金額が 48 万円以下の子供と生計を一にしていること。よって孫はだめ。
- ③ 本人の合計所得金額が 500 万円以下であること

5 「寡婦控除」は残り、「寡夫控除」(男)は廃止されました。

	ひとり親控除	寡婦控除	寡婦控除
本人の所得金額	500 万円以下	500 万円以下	500 万円以下
性別	男女問わず	女性	女性
経歴	未婚、死別、離別	死別、離別	死別
所得が 48 万円以下の扶養している親族	子	子以外	なし

6 所得控除の様々な要件は、「令和 3 年分」の「扶養控除等の一覧表」を参照してください。ホームページ「ミズの館」「水野会計」からダウンロードできます。前年と変わりはありません。

ずいぶんわかりやすいと自負していたのですが、これだけ複雑化して、細分化されると、さすがに作った自分でも、少し戸惑います。異常ですね。

8 給与所得金額調整控除額が創設されました。

基本的には、給与ソフトが判断して計算処理してくれます。

その計算式は次の通りです。

(給与収入金額 - 850 万円) × 10%、マイナスは 0 円、最高 15 万円です。

対象者は次のどちらかに該当する人です。

- ① 満 23 歳未満の扶養親族のいる人
 - ② 本人若しくは同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者である人
- ただし、次のことに注意してください。

例えば、23 歳未満の扶養している親族を夫の扶養親族につけたとしても、夫の給与計算の際に調整されるだけでなく、妻の給与所得を計算する場合にも調整計算されますので、適用を忘れずに。ソフトはその指示がないと計算してくれません。

こもごも

大阪万博と聞いてもあまりときめくものがなかったのですが、空飛ぶタクシーがお披露目されると聞いて、ちょっと興味がわきました。人は新しい乗り物には弱いのでしょうか。NHKの大河ドラマ「青天を衝け」でも、パリ万博で、渋沢栄一たちがエレベーターに驚愕する様子が描かれていました。

伊豆の国市の碧テラスへのロープウェイ、久々の感動です。横浜のロープウェイ、乗ってみたい。

君が瞳はつぶらにて
君が心は知りがたし
君をはなれて唯ひとり
月夜の海に石を投ぐ (佐藤春夫「少年の日」より)

